

平成 28 年 8 月 17 日

株主各位

臨時株主総会招集ご通知についての
インターネット開示事項
(法令並びに定款に基づくみなし提供事項)

法令並びに当社定款第 20 条の規定に基づき、平成 28 年 9 月 2 日開催予定の臨時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ (<http://www.takada.co.jp/>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 計算書類の個別注記表 | 2 ～ 4 頁 |
| 2. 連結計算書類の連結注記表 | 5 ～ 10 頁 |

株式会社高田工業所

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの

期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、TAKADA研修センターの設備及び平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(追加情報)

退職金規定の変更について

当社は、平成 27 年 4 月 1 日に退職金規程の改訂を行い、退職金基礎額の算定方法を変更いたしました。これに伴い、退職給付債務が 1,034,511 千円増加いたしました。この退職給付債務の増加は過去勤務費用に該当するため、当社の定める会計方針に従い、10 年にわたり定額法で費用処理しております。

借入契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触

取引金融機関からの融資のうち、一部(短期借入金 3,435,100 千円)については不適切な会計処理・取引により、表明及び保証条項と確約条項に抵触しております。

しかしながら、取引金融機関より期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、今後も融資継続していただける旨の回答を頂いております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 誤謬の訂正に関する注記

当社の過年度の決算において完成工事高の繰延・先行計上等の不適切な会計処理が判明しました。これに伴い前事業年度以前の誤謬の訂正を行っており、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の期首残高は 179,476 千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,366,156 千円

(2) 担保に供している資産
有形固定資産 4,932,996 千円

担保に係る債務
長期借入金、短期借入金 3,435,100 千円

(3) 受取手形割引高 367,574 千円

(4) 保証債務
築地工業(協)の銀行借入金 6,100 千円

(5) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 61,760 千円
長期金銭債権 100,000 千円
短期金銭債務 615,116 千円

(6) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、平成14年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準として、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額

△ 1,685,925 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

完成工事高	25,741 千円
仕入高	2,725,591 千円
営業取引以外の取引高	66,382 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 891,669 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産(評価性引当額 57,051 千円)の発生の主な原因は、期末賞与、退職給付引当金損金算入限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注)1	科目	期末 残高 (注)1
子会社	高田プラント 建設株式会社	福岡県	20,000	プラント	所有 直接 100.0%	役務の受入 役員の兼務	外注費 の支払 (注)2	2,075,086	工事未払金	193,017
		北九州市		事業					支払手形	330,000

(注) 1.取引金額は、消費税等抜き金額であり、期末残高は消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

外注費の支払は、市場の実勢価格等を勘案し、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	950 円 51 銭
(2) 1株当たり当期純利益	113 円 31 銭

(重要な後発事象)

当社では、平成27年12月31日までにおいて、不適切な会計処理・取引が行われていたことが平成28年2月末に判明しました。これに伴い第三者委員会による調査費用(平成28年7月8日に調査報告書を受領)、過年度決算の訂正に要する費用等が発生し、翌事業年度の決算において当該諸費用を計上する予定ですが、現時点ではその金額を合理的に見積もることができません。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド、高田プラント建設(株)、高田サービス(株)及びスリ・タカダ・インダストリーズ(マレーシア)・エスディエヌ・ビーエッチディ

② 非連結子会社の名称 八幡設備工業(協)、タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド及びキクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

八幡設備工業(協)、タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド及びキクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類提出会社と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、TAKADA研修センターの設備及び連結子会社の保有資産の一部について

ては定額法、また、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(追加情報)

退職金規定の変更について

当社は、平成 27 年 4 月 1 日に退職金規程の改訂を行い、退職金基礎額の算定方法を変更いたしました。これに伴い、退職給付債務が 1,034,511 千円増加いたしました。この退職給付債務の増加は過去勤務費用に該当するため、当社の定める会計方針に従い、10 年にわたり定額法で費用処理しております。

借入契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触

取引金融機関からの融資のうち、一部(短期借入金 3,435,100 千円)については不適切な会計処理・取引により、表明及び保証条項と確約条項に抵触しております。

しかしながら、取引金融機関より期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、今後も融資継続していただける旨の回答を頂いております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたしました。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

2. 誤謬の訂正に関する注記

当社グループの過年度の決算において完成工事高の繰延・先行計上等の不適切な会計処理が判明しました。これに伴い前連結会計年度以前の誤謬の訂正を行っており、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の期首残高は 172,820 千円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,650,339 千円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|-------------|--------------|
| 有形固定資産 | 4,932,996 千円 |
| 担保に係る債務 | |
| 長期借入金、短期借入金 | 3,435,100 千円 |
- (3) 受取手形割引高 367,574 千円
- (4) 保証債務
- | | |
|---------------|----------|
| 築地工業（協）の銀行借入金 | 6,100 千円 |
|---------------|----------|
- (5) 事業用土地再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、平成 14 年 3 月 31 日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額を基準として、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額
△1,685,925 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- | | |
|-------------|-------------|
| 普通株式 | 7,220,950 株 |
| 優先株式（B 種株式） | 3,950,000 株 |

- (2) 配当に関する事項
配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1 株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成 27 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	126,594	20 円 00 銭	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 22 日
	優先株式 (B 種株式)	43,995	10 円 5 銭 6 厘	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 22 日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により実施しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの受注並びに営業債権の管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等

を把握し、管理しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2,350,894	2,350,894	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	13,959,746	13,959,746	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	185,509	185,509	—
(4) 支払手形・工事未払金等	(7,502,307)	(7,502,307)	—
(5) 短期借入金	(3,590,000)	(3,590,000)	—
(6) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	(170,000)	(170,000)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

国内の譲渡性預金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、株式の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形・工事未払金等、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、「(5) 短期借入金」には1年以内に返済期限の到来する長期借入金は含まれておりません。

(6) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

ただし、変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額371,733千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	933円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	133円42銭

(重要な後発事象)

当社グループでは、当連結会計年度第3四半期までの決算において、不適切な会計処理・取引が行われていたことが平成 28 年2月末に判明しました。これに伴い第三者委員会による調査費用(平成 28 年7月8日に調査報告書を受領)、過年度決算の訂正に要する費用等が発生し、翌連結会計年度第1四半期において当該諸費用を計上する予定ですが、現時点ではその金額を合理的に見積もることができません。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。